

下請法における 発注者の責任と違法行為

取適法（旧下請法）に基づく禁止行為と条文の整理

社内研修用資料

2026年7月

2026年改正法（旧下請法）に基づく具体的な禁止行為と条文解説

下請法（取適法）に おける発注者の責任 と違法行為の整理



下請法（取適法） 概要と発注者の責 任枠組み

■ 目的：下請取引の公正化と下請事業者の保護（2026年に「取適法」へ名称変更、条文構造は旧下請法を踏襲）

■ 発注者（親事業者）の5つの責任：

- ① 明確な注文内容の提示・書面交付
- ② 適正価格の設定
- ③ 期限内支払（受領後60日以内）
- ④ 不当負担の排除
- ⑤ 記録の保存

■ 違法行為は公正取引委員会の監督対象



第3条 書面交付義務と違反例



書面交付義務（第3条）

発注時に「直ちに」注文書面を交付する義務。口頭発注のみでは違法となり、書面は発注と同時に渡す必要があります。



記載必須項目

書面には①発注内容（仕様・数量）、②下請代金の額、③支払期日の3項目を必ず明記しなければなりません。



違法例：口頭発注

口頭のみで発注し、後から書面を交付する行為は第3条違反。「後で書面を送る」では義務を果たしたことになります。



違法例：不明確な書面

代金額や支払期日が空欄・未定の書面交付も違反。内容が不明確な書面は交付したとみなされず、発注者責任が問われます。



第4条第1項 不当な取引 行為の禁止



不当な買いたたき

著しく低い価格を一方的に設定する行為。市場価格や原価を無視した発注単価の押しつけは、第4条第1項第5号に違反します。

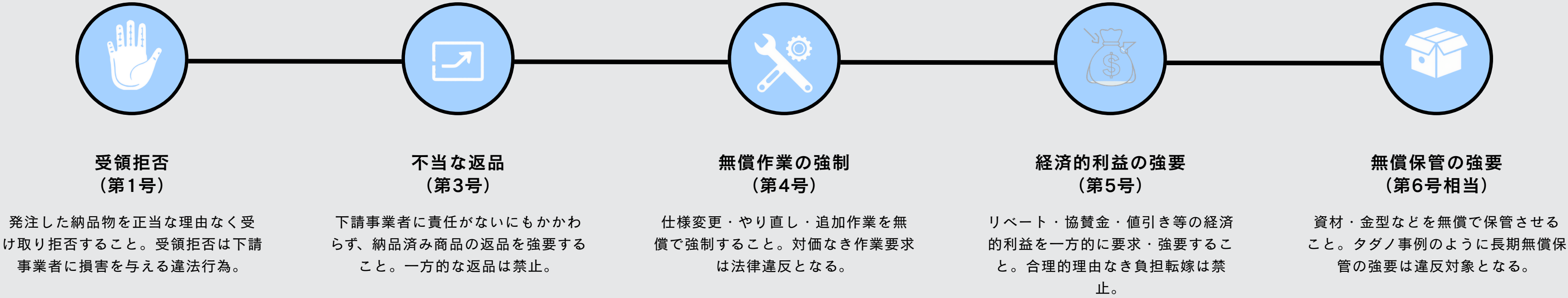
下請代金の不当減額

下請事業者に責任がないにもかかわらず、一方的に代金を減額する行為は第4条第1項第3号に違反します。合意なき値引き要求も対象です。

支払遅延の禁止

受領日から60日以内に下請代金を支払う義務（第4条第1項第2号）。期限超過には年14.6%の遅延利息が発生し、発注者は法的責任を負います。

第4条第2項 不当行為の具体例と禁止事項





1

発注書・受領書・
支払記録の2年保存

2

発注内容の明確化・
書面交付義務

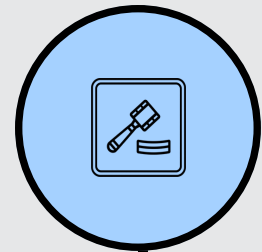
3

適正価格設定・
支払遅延防止（60日以内）

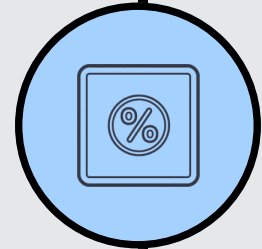
4

不当負担禁止・
文書保存・説明責任

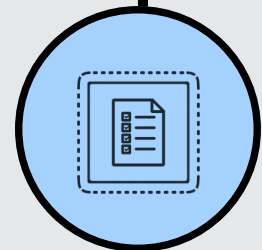
違反時の罰則と まとめ



公正取引委員会による勧告・
改善命令および企業名の公表
(社会的信用失墜リスク)



遅延利息の支払い義務
(年14.6%)



発注者の法令遵守が企業価値向上の鍵



見積り期間に関する発注者の義務

■ 法令根拠：建設業法第20条第4項 / 政令第6条

発注者は、発注内容を提示した後、下請事業者が適正に見積りを行うために必要な一定期間を設けなければならない。

■ 金額別の法定最低見積り期間：

- ・ 500万円未満 …………… 1日以上
- ・ 500万円以上～5,000万円未満 … 10日以上
- ・ 5,000万円以上 …………… 15日以上

※作業及びその準備に必要な日数を考慮して設定する義務あり

■ 違法となる行為：

- ① 見積り作業に明らかに不足する短時間での回答を強要
- ② 情報を遅延提示し、実質的に見積り期間を奪う行為
- ③ 大幅な仕様変更を加えたにもかかわらず、見積り期間を延長しない

■ 受注者が必要とする資料を提示しなかった場合（第20条第4項 + 第20条の2第1項）：

- ・ 工期や代金に影響する情報を隠したまま見積りさせる行為は違反
- ・ 見積り条件に関する質問への未回答・曖昧回答も違反のおそれ
- ・ 不明確な工事内容や曖昧な条件での見積り強要も違反

■ 罰則：

【建設業法】 行政処分（指示・営業停止・監督処分）

【下請法/取適法】 書面交付義務違反等 → 50万円以下の罰金

デベロッパーへの下請法の適用範囲

■ 結論：デベロッパーにも下請法は適用される（業務内容による）

■ 下請法が適用されるケース（情報成果物作成委託・製造委託）：

- ・ 建築設計事務所への設計図書作成の委託
- ・ CGパース・広告デザイン制作の外注
- ・ システム開発の外注（顧客管理・入居者管理システム等）
- ・ 建材・住宅設備の製造委託（工事ではなく製造扱い）

■ 下請法が適用されないケース：

- ・ 元請として建設会社に工事を発注する部分
→ 建設業法が適用（見積り期間・情報提供義務は建設業法側で規定）

デベロッパーへの下請法の適用範囲（続き）

■ 発注者としての注意点：

- ・ 発注内容ごとに「建設業法」と「下請法（取適法）」のどちらが適用されるかを区分して管理する必要がある
- ・ 設計・デザイン・システム開発等の外注には下請法の全禁止行為が適用
- ・ 書面交付義務、支払期日（60日以内）、不当減額禁止等すべて遵守必須

■ 法令根拠：

- ・ 下請法第2条（委託の定義：情報成果物作成委託・製造委託）
- ・ 建設業法第20条（建設工事の見積り等）

■ まとめ：

デベロッパーは「建設工事＝建設業法」「それ以外の外注＝下請法」と明確に区分し、それぞれの法令に基づく発注者責任を果たすことが求められる。

デベロッパーによる違法となるおそれがある行為

■ 無理な見積り期間を迫る行為

- ・ 法定の見積り期間を下回る短期間での回答を強要
- ・ 著しく短い工期の設定も禁止

→ 建設業法第20条第4項・第19条の5 違反

■ 追加・変更工事を行わせて代金を払わない行為

- ・ 追加工事を施工させたのに代金増額に応じない
- ・ 変更の協議申し出に応じず費用を下請側に負担させる

→ 建設業法第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）違反

■ 正当な理由なく工事を数ヶ月停止させる行為

- ・ 工事停止により費用が増加したのに代金変更の協議に応じない
- ・ 停止期間中の現場維持費等を下請に負担させる

→ 建設業法第19条の3 違反のおそれ

■ 追加・変更の書面契約を行わない行為

- ・ 口頭のまま工事を進めさせ、後に代金未払いとなるケース

→ 建設業法第19条第2項（変更時の書面締結義務）違反

総括：注文時の注意及び確認事項

■ 総括：

下請法（取適法）および建設業法は、発注者（親事業者・元請）に対し取引の公正と下請事業者の利益保護を義務づけている。

違反した場合、行政処分・罰金・企業名公表のリスクがあり、コンプライアンス上の重大な経営リスクとなる。

■ 注文時の確認事項チェックリスト：

- ☐ 見積り期間は法定日数（500万未満:1日/500万～5000万:10日/5000万以上:15日）を確保しているか
- ☐ 見積りに必要な図面・仕様書・現場条件等の資料をすべて提示したか
- ☐ 発注内容・代金・工期・支払条件を明記した書面を交付したか
- ☐ 追加・変更が発生した場合、書面で合意してから着工させているか
- ☐ 支払期日は受領日から60日以内に設定されているか
- ☐ 不当な減額・やり直し・返品を要求していないか
- ☐ 工事停止が必要な場合、費用負担について協議しているか
- ☐ 適用法令の区分（建設工事→建設業法／それ以外→下請法）を確認したか

■ 注意：

本資料は法令の概要を整理したものであり、個別案件の判断には弁護士等の専門家への相談を推奨します。